東京都社会参加等応援事業（取組イメージ）

資料５

【目的】■中高年層を含めた全年齢の当事者・家族等が安心して利用できる支援団体等の選択肢を広げ、居場所等を確保し、都民等に広く周知する
■都の相談支援において、連携団体等と相互に連携し、当事者等の個々の状態・状況に応じたきめ細かなサポートを実施する
■身近な地域における支援団体等を含めた地域連携ネットワークを構築し、区市町村等と協力して地域における理解者や協力者を広げる

【連携団体】
①ガイドラインの理念に沿って個々の状況等に応じたサポートを継続
②都サポートネットと連携しサポートに取り組む
③地域における連携ネットワーク構築に協力する　等

【都】
❶連携団体の取組等を区市町村に情報提供、都民に周知
❷都サポートネットの相談支援において連携団体と協力してサポート
❸連携団体に対し、コンサルティング、交流会、研修等を提供　等

【区市町村等】

連携

③地域連携ネットワークを構築する区市町村に協力（参加）

- ひきこもり主管
- 教育、子供所管
- 青少年所管
- 生活困窮所管
- 保健医療
（保健所・保健ｾﾝﾀｰ）
- 障害者所管
- 高齢、介護所管
（地域包括支援センター）
- 就労所管
- 社会福祉協議会　等

【連携団体】
（現19団体）

民間支援団体・地域家族会、当事者会等（支援団体等）

新たな団体を開拓！

連携協定

【東京都】

ひきこもり等のサポートガイドライン
（令和5年3月策定）

支援対象：全年齢の当事者とその家族等
内容構成：「相談・支援」「居場所の提供」「社会参加への準備支援」
支援目標：自立支援とせず、当事者・家族の尊厳と自己肯定感の回復とする

業務委託
★団体の開拓・現地調査業務
★団体とサポートネットとのコーディネート業務等

東京都 ひきこもりサポートネット
（都の相談支援業務）

❶ホームページ等で連携団体を公表
❸専門家によるコンサルティング、交流会、合同説明相談会を実施

支援

選択・利用

①②サポート

- 相談支援
- 居場所の提供
- 社会参加への準備支援

❷相談・支援

❶連携団体の情報を提供

【地域】